

令和8年度 一般会計 歳出 第8款2項1目 12節(18) その他委託料			
受付番号	種目番号	連絡先	委託担当 医療局健康安全部健康安全課 担当者名 飯島 電話 671-2729
設 計 書			
1 委託名	<u>令和8年度HIV土曜検査事業業務委託</u>		
2 履行場所	<u>受託者が用意し、委託者が指定するHIV土曜検査会場</u>		
3 履行期間 又は期限	<input checked="" type="checkbox"/> 期間 令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで <input type="checkbox"/> 期限 令和 年 月 日 まで		
4 契約区分	<input type="checkbox"/> 確定契約 <input checked="" type="checkbox"/> 概算契約		
5 その他特約事項	<u>委託契約約款、個人情報取扱特記事項、電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項</u>		
6 現場説明	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要 (月 日 時 分 場所)		
7 委託概要	<u>(1) HIVに関する採血・スクリーニング検査業務</u> <u>(2) エイズ・HIVに関する受検者からの相談対応</u> <u>(3) 受検者への検査結果説明及び必要な指導・情報提供等</u> <u>(4) 申込書・相談票等必要な用紙類の印刷・管理</u> <u>(5) 検査実施に必要な医薬材料の調達・保管・管理</u> <u>(6) 委託者への検査結果報告</u> <u>(7) 検査実施会場の確保</u> <u>(8) その他検査の実施にあたり必要な事項</u>		

8 部 分 扱

す る (2 回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額
HIV土曜検査業務	4～9月	(21)	回		()
HIV土曜検査業務	10～3月	(22)	回		()

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

委託代金額
_____ ()

内訳業務価格
_____ ()

消費税及び地方消費税相当額
_____ ()

內 訳 書

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

仕 様 書

1 業務名

令和8年度HIV土曜検査事業業務委託

2 業務内容

- (1) HIVに関する採血・スクリーニング検査業務
- (2) エイズ・HIVに関する受検者からの相談対応
- (3) 受検者への検査結果説明及び必要な指導・情報提供等
- (4) 申込書・相談票等必要な用紙類の印刷・管理
- (5) 検査実施に必要な医薬材料の調達・保管・管理
- (6) 委託者への検査結果報告
- (7) 検査実施会場の確保
- (8) その他検査の実施にあたり必要な事項

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 検査実施日及び受付時間

原則、毎週土曜日

※祝日、年末年始及び委託先閉館日等は除く。

※具体的な日程は、委託者と受託者が事前に協議して決定する。

受付時間：午後2時～午後5時

5 検査実施場所

受託者が用意し、委託者が指定するHIV土曜検査会場

6 実施内容

(1) 業務内容及び従事者

受託者は、検査実施体制を以下の職種により構成し、検査対象者数等に応じた人数を確保すること。

業務内容	職種
検査前相談対応、検査後結果説明・相談対応	医師
検査説明、採血、検体保管	看護職
HIV抗原抗体検査、判定	臨床検査技師
受付、誘導等	事務職等

(2) 検査予約

ア 検査前までの対応

委託者は、横浜市電子申請・届出システムで匿名により検査予約を受付し、検査実施日前日までに予約人数等を受託者に連絡する。

予約人数の上限は、1回35人とする。

イ 検査当日の対応

受託者は検査時間内専用の電話番号を用意し、検査当日の予約キャンセル等の問い合わせに対応できるようにすること。

(3) スクリーニング検査の実施

受託者は、検査実施日に「検査申込書・相談票」（第1号様式）により受検者を受付し、HIV抗原抗体検査（スクリーニング検査）【イムノクロマト法 等】の分析・判定による即日検査を行う。

ア スクリーニング検査が陰性の場合

検査当日に受託者の医師が「検査結果説明票」（第3号様式）及び「HIV検査成績書」（第4号様式）を用いて受検者に結果説明し、必要な指導・情報提供等を行う。

イ スクリーニング検査が陰性でない場合

検査当日に受託者の医師が「検査結果説明票」（第3号様式）及び「HIV検査成績書」（第4号様式）を用いて受検者に結果説明し、必要な指導・情報提供等を行う。また、診療情報提供書を作成して適切な医療機関を紹介し、受検者に受診勧奨を行う。

(4) その他

- ア 受検者から相談があった場合は受託者の医師が対応し、「相談票」（第2号様式）に記録する。
- イ 検査結果説明及び相談対応の際は個室を使用するなど、受検者のプライバシーや人権の保護に十分配慮して対応する。
- ウ 本業務で使用する様式（第1～5号）は、委託者が定めるものを使用し、印刷については委託者が用意する「HIV検査成績書」（第4号様式）を除き、受託者が行う。
- エ 検査結果についての証明書・診断書等は発行しないこととする。

7 検体の保管及び廃棄

受託者は、検査後の残検体については、医療廃棄物として廃棄物処理法に基づき適正な処分を行う。また、検体を本件業務以外に使用してはならない。

8 実績報告

- (1) 受託者は、「エイズ土曜検査実施状況(日報)」（第5号様式の1）を検査実施日の翌週に委託者へ提出する。
- (2) 受託者は、「エイズ土曜検査実施状況(月報)」（第5号様式の2）を検査実施月の翌月5日までに委託者へ提出する。また、翌月末日までに「検査申込書・相談票」（第1号様式）、「相談票」（第2号様式）、「HIV検査成績書」（第4号様式）及び「診療情報提供書」（写）も併せて委託者に提出する。

9 検査実施会場及び必要物品等

- (1) 受託者は、以下の条件にすべて合致する会場を用意し、委託者が検査実施会場として指定する。また、医療法に基づく検査業務に必要な届出は、受託者が行う。
 - ア 神奈川・西・中・南区内のいずれかに位置すること。
 - イ 複数の鉄道路線を利用可能で、かつ各路線の最寄り駅から徒歩15分以内の場所にあること。
 - ウ 受検者のプライバシー保護のための待合スペース及び相談・結果説明のための個室を有すること。

- エ 原則年間同じ会場で実施すること。
- (2) 業務の履行に必要な会場・設備・医薬材料・消耗品等は、委託者が用意する「H I V検査成績書」(第4号様式)を除き、受託者の負担とする。

10 事故処理及び損害と事業の責任

業務に関連して生じた事故及び損害については、双方で協議し、誠意をもって解決に努めるものとする。

11 受託者の責任及び情報の管理

受託者は、委託業務を履行するにあたり、次に掲げる文書に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託契約約款
- (2) 個人情報取扱特記事項
- (3) 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

12 その他

- (1) 本委託業務の履行に当たっては、受託者は関係法令を遵守し、委託者の指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、双方が別途協議するものとする。
- (3) 暴風、豪雨、大雪、洪水、高潮、地震、火災その他の自然的若しくは人為的な事象であって、受託者の責めに帰すことができない理由により受託者が契約を履行できないと認められるときに限り、委託者は履行の中止を決定し受託者に通知するものとする。

2026年度土曜検査実施予定日

4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

4回

5月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

3回

6月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

4回

7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

4回

8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2回

9月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

4回

10月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

4回

11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

4回

12月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

3回

1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

3回

2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

4回

3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

4回

年間 43回

【実施日時】(原則)

・毎週土曜日 14:00～17:00
但し、5/2、5/30、8/8、8/15、8/29、10/31、12/26、1/2、1/30は休み。

検査申込書・相談票

(H I V 検査)

受付番号

番

本日の検査を申し込みます。

年 月 日

【質問項目】

- * 以下の質問について、差し支えない範囲でお答えください。
当日の相談や検査、今後の参考にさせていただきます。

1 年齢・性別等を記入してください。

居住地	市内・市外	年齢	歳	性別	男性・女性・その他()
-----	-------	----	---	----	--------------

2 今までにHIV（エイズ）、性感染症の検査を受けたことがありますか？

ある → 下の表をご記入ください。 ない

検査項目	H I V	他の性感染症 ()
検査時期	年 月頃	年 月頃
検査場所	・区役所・医療機関・郵送 ・その他()	・区役所・医療機関・郵送 ・その他()
検査結果	(-)陰性・(+)陽性	(-)陰性・(+)陽性
陽性時の治療状況	治療中・未治療	治療中・未治療・治療歴有

3 検査を受けるきっかけはなんですか？（あてはまるものすべてに○）

4 今回の検査にあたり次のような感染が心配なことはありますか？（あてはまるものすべてに○）

[性的接触] → 相手は? a. 同性 b. 異性
 → コンドームは? a. 必ず使用 b. ときどき使用 c. 使用しない
 → 時期は a. 6週以内 b. 3か月以内 c. 6か月以内 d. 1年以内
 e. 1年以上前

[性的接触以外] → 母子感染・輸血・他人を刺した注射針で自分を刺した・その他 ()
→ 時期は? [年 月頃]

5 感染が心配な症状等はありますか？

いいえ . はい → { 時期・症状等

6 本日の検査は何を見て知りましたか？（あてはまるものすべてに○）

[ホームページ] → a.  横浜市 b. 神奈川県ホームページ c.  全国HIV/エイズ・性感染症検査・相談窓口情報サイト

d.  すぐに立ち上げる総合情報サイト

e. その他 ()

[チラシ・広報] → a. 区役所配布チラシ b. 広報よこはま c. SNS d. その他 ()

[その他] → a. 知人の紹介 b. 以前も利用した c. その他 ()

第2号様式

即日検査

委託機関名

相談票

番

相談日	年	月	日	応対者	相談種別	<input type="checkbox"/> 面接	<input type="checkbox"/> 電話
相談者	年	齢	歳	性別	男性・女性・その他()		

【相談内容】

※本人が訴えた場合

症 状 発熱 全身倦怠感 リンパ節腫脹 皮疹 咽頭痛 筋肉痛 関節痛 下痢
その他()

【指導内容】

ウインドウ期間 判定保留(偽陽性) 感染予防(コンドームの適切な使用) その他

<結果説明時> ※特記事項あるときのみ

相談日	年	月	日	応対者	

検査 結果説明票

受付番号 _____ 番

本日 時 分 に、

当会場で検査結果の説明をいたしますので、この用紙を忘れずにお持ちください。

お持ちにならない方は、ご本人であることの確認ができませんので、説明をお断りいたします。

あなたのプライバシーは守られますのでご安心ください。

今回の検査では、証明書・診断書は発行できませんので、ご了承ください。

委託機関名

◆検査結果について◆

「陰性」
感染していません。

「判定保留」
陰性か陽性か判定できませんでした。
医療機関を受診してください。

※感染から約3か月経過する前は、正確な結果が出ないことがあります。

第4号様式①(3枚複写)

H I V 検査成績書

受付No.		検査項目	検査成績
		HIV 抗原 抗体 即日(抗HIV-1, 2)	陰性・判定保留
性別	年齢	採血年月日	委託機関名
男・女・その他			

横浜市医療局

年 月 日 分

(あて先) FAX 664-7296
横浜市医療局 エイズ担当様 御中

委託機関名

エイズ土曜検査実施状況（日報）

1 相談受付状況

区分		男	女	その他	計
相談件数	電話相談のみ (来所せず)				0
	来所	検査実施+判定保留受取		0	0
		検査せず、相談後帰宅			0

* エイズに関するすべての問い合わせを計上

2 検査来所者

検査項目	男		女		その他		計		
	HIV		HIV		HIV				
	即日 (IC)	うち 判定保留	計	即日 (IC)	うち 判定保留	計	即日 (IC)	うち 判定保留	計
検査件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
~19歳			0			0			0
20~29歳			0			0			0
30~39歳			0			0			0
40~49歳			0			0			0
50~59歳			0			0			0
60歳以上			0			0			0
不明			0			0			0

3 結果来所者

0

年 月

(あて先) FAX 664-7296
横浜市医療局 エイズ担当様 御中

委託機関名

エイズ土曜検査実施状況（月報）

1 相談受付状況

区分		男	女	その他	計
相談件数	電話相談のみ (来所せず)	0	0	0	0
	来所	検査実施+判定保留受取	0	0	0
	検査せず、相談後帰宅	0	0	0	0

* エイズに関するすべての問い合わせを計上

2 検査来所者

検査項目	男		女		その他		計		
	HIV		HIV		HIV				
	即日 (IC)	うち判定 保留	計	即日 (IC)	うち判定 保留	計	即日 (IC)	うち判定 保留	計
検査件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
~19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20~29歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30~39歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40~49歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50~59歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3 結果来所者

0

0

0

0

個人情報取扱特記事項

(令和5年4月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市（以下「委託者」という。）がこの特記事項が付帯する契約（以下「この契約」という。）において個人情報を取り扱わせる者（以下「受託者」という。）は、個人情報の重要性を認識し、この契約による事務（以下「本件事務」という。）を処理するに当たっては、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例その他の関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（適正な管理）

第2条 受託者は、本件事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、本件事務に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。

3 受託者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前3項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書（第1号様式）により委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出した場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更に経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者とが協議して決定する。

（従事者の監督）

第3条 受託者は、本件事務の処理に従事している者が本件事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第4条 受託者は、本件事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。

（禁止事項）

第5条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件事務に係る個人情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本件事務を処理する目的以外での利用
- (2) 複写又は複製（作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを

除く。)

(3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第6条 受託者は、本件事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合には、個人情報の保護に関し、本特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。）との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託（以下「再々委託等」という。）を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者（会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再々受託者」という。）における個人情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、個人情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託（再委託及び再々委託等（以下「再委託等」と総称する。）を含む。）については、委託者が別に定める事項をあらかじめ委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第2条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

(個人情報が記録された資料等の返還等)

第7条 受託者は、本件事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(報告及び検査)

第8条 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

2 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中少なくとも1年に一度、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、原則として作業場所において検査するものとする。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第9条 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修実施報告書の提出)

第10条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、研修実施報告書（第2号様式）を委託者に提出しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託する場合には、再受託者に対し、前項の研修を実施させ、同項の研修実施報告書を受託者に提出させなければならない。
- 3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された研修実施報告書を委託者に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第11条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 本件事務を処理するために受託者が取り扱う個人情報について、受託者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本件事務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

(第1号様式)

安全管理措置報告書

調査項目	内容						
1 業者名	<input type="checkbox"/> 横浜市競争入札有資格者 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 横浜市出資法人(条例第 条)						
2 業務の作業担当部署名							
3 業務の現場責任者役職名							
4 業務の個人情報取扱者の人数							
5 個人情報保護関連資格等	<input type="checkbox"/> Pマーク <input type="checkbox"/> ISMS <input type="checkbox"/> その他の資格() <input type="checkbox"/> 個人情報関係の損害保険に加入						
6 個人情報保護に関する社内規程等	<input type="checkbox"/> 個人情報の使用、保存、廃棄等に関する管理規程 <input type="checkbox"/> 個人情報漏えい・紛失・滅失・盗難等事故時の対応規程・マニュアル等 <input type="checkbox"/> 個人情報保護について従業員との雇用契約や誓約書等に明記 <input type="checkbox"/> その他の規程() <input type="checkbox"/> 規程なし						
7 個人情報保護に関する研修・教育	<input type="checkbox"/> 個人情報保護に関する研修・教育を実施(年_回／従業員1人につき) <input type="checkbox"/> その他()						
8 個人情報保護に関する点検・検査・監査の方法等							
9 漏えい等の事案の対応規程・マニュアル等の内容	<table border="1"><tr><td>(1) 対応規程・マニュアル等がある場合</td><td>名称</td><td></td></tr><tr><td></td><td>内容</td><td></td></tr></table>	(1) 対応規程・マニュアル等がある場合	名称			内容	
(1) 対応規程・マニュアル等がある場合	名称						
	内容						
(2) 対応規程・マニュアル等がない場合	(漏えい等の事案が発生した場合にどのような対応を取るのかについて、なるべく具体的に記載してください。)						

10 個人情報を取り扱う作業場所の管理体制

※ 作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、受託者が、実施機関所有のPC、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には記入不要です。作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、受託者所有の電子計算機を使用する場合には、(2)電磁媒体の項目、(4)及び(5)を記入してください。

(1) 作業施設の入退室管理	<p>作業期間中の入室可能人数 <input type="checkbox"/>上記4の作業者のみ <input type="checkbox"/>作業者以外の入室可 (<input type="checkbox"/>上記外 ___名 <input type="checkbox"/>その他)</p> <p>入退室者名及び時刻の記録 <input type="checkbox"/>なし (施錠のみ、身分証提示のみ等) <input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>用紙記入 <input type="checkbox"/>ICカード等によりID等をシステムに記録 <input type="checkbox"/>カメラや生体認証等により特定個人の入退室時刻を記録 <input type="checkbox"/>その他 () <input type="checkbox"/>その他 ()</p>																
(2) 個人情報の保管場所	<table border="1"> <tr> <td>紙媒体</td> <td><input type="checkbox"/>鍵付き書庫</td> <td><input type="checkbox"/>耐火金庫</td> <td><input type="checkbox"/>専用の保管室</td> </tr> <tr> <td colspan="4"><input type="checkbox"/>その他 ()</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>電磁媒体</td> <td><input type="checkbox"/>鍵付き書庫</td> <td><input type="checkbox"/>耐火金庫</td> <td><input type="checkbox"/>専用の保管室</td> </tr> <tr> <td colspan="4"><input type="checkbox"/>その他 ()</td> </tr> </table>	紙媒体	<input type="checkbox"/> 鍵付き書庫	<input type="checkbox"/> 耐火金庫	<input type="checkbox"/> 専用の保管室	<input type="checkbox"/> その他 ()				電磁媒体	<input type="checkbox"/> 鍵付き書庫	<input type="checkbox"/> 耐火金庫	<input type="checkbox"/> 専用の保管室	<input type="checkbox"/> その他 ()			
紙媒体	<input type="checkbox"/> 鍵付き書庫	<input type="checkbox"/> 耐火金庫	<input type="checkbox"/> 専用の保管室														
<input type="checkbox"/> その他 ()																	
電磁媒体	<input type="checkbox"/> 鍵付き書庫	<input type="checkbox"/> 耐火金庫	<input type="checkbox"/> 専用の保管室														
<input type="checkbox"/> その他 ()																	
(3) 作業施設の防災体制	<input type="checkbox"/> 常時監視 <input type="checkbox"/> 巡回監視 <input type="checkbox"/> 耐火構造 <input type="checkbox"/> 免震・制震構造 <input type="checkbox"/> その他 ()																
(4) 個人情報の運搬方法	<table border="1"> <tr> <td>紙媒体</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td>電磁媒体</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> </tr> </table>	紙媒体				電磁媒体											
紙媒体																	
電磁媒体																	
(5) 個人情報の廃棄方法	<table border="1"> <tr> <td>紙媒体</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td>電磁媒体</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> </tr> </table>	紙媒体				電磁媒体											
紙媒体																	
電磁媒体																	
(6) 施設外で作業を行う場合の個人情報保護対策 (行う場合のみ記入)																	

11 電算処理における個人情報保護対策

※紙媒体しか取り扱わない業務を行う場合は記入不要です。

※実施機関所有のPC、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には記入不要です。

(1) 作業を行う機器	<input type="checkbox"/> 限定している（ノート型____台、デスクトップ型____台） <input type="checkbox"/> 限定していない
(2) 外部との接続	<input type="checkbox"/> 作業機器は外部との接続をしていない <input type="checkbox"/> 作業機器は外部と接続している 接続方法： <input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> 専用回線 <input type="checkbox"/> その他（_____） 通信の暗号化： <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
(3) アクセス制限	<input type="checkbox"/> ID・パスワード付与によりアクセス制限をしている IDの設定方法（_____） パスワードの付け方（_____） <input type="checkbox"/> ID・パスワード付与によりアクセス制限をしていない
(4) 不正アクセスを検知するシステムの有無	<input type="checkbox"/> あり（検知システムの概要：_____） <input type="checkbox"/> なし
(5) マルウェアを検知するシステムの有無	<input type="checkbox"/> あり（検知システムの概要：_____） <input type="checkbox"/> なし
(6) ソフトウェアの更新	<input type="checkbox"/> 常に最新のものに自動アップデートするものとなっている <input type="checkbox"/> 上記以外（_____）
(7) アクセスログ	<input type="checkbox"/> アクセスログをとっている（_____年保存） <input type="checkbox"/> アクセスログをとっていない
(8) 停電時のデータ消去防止対策	<input type="checkbox"/> 無停電電源装置 <input type="checkbox"/> 電源の二重化 <input type="checkbox"/> その他（_____） <input type="checkbox"/> なし
(9) その他の対策	
12 外国における個人情報の取扱いの有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 外国のサーバ上に個人情報が保存されているが、外国のサーバ上で個人情報の取扱いはない <input type="checkbox"/> 外国のサーバ上に個人情報が保存されており、外国のサーバ上で個人情報を取扱っている <input type="checkbox"/> なし ※「あり」の場合は、以下も記入してください。
(1) 個人情報の取扱いがある外国の名称	
(2) 当該外国における個人情報の制度・保護措置等	

年 月 日

(提出先)

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書・誓約書

個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用される同条第1項に定める措置の一環として、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び漏えい等の事故が発生した場合の民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙(全枚)のとおり報告いたします。

個人情報の保護に関する法令等及び個人情報取扱特記事項を遵守し、並びに従事者にも遵守させ、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

(別紙)

研修実施明細書

本件業務の委託に当たり、受託者として従事者に実施した個人情報保護に係る研修の明細は、次のとおりです。

(A 4)

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記事項として、電子計算機処理等の委託契約に関する横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務(以下「本件業務」という。)を遂行するための情報の取扱いに当たっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、適正に取り扱わなければならない。

(定義)

第2条 特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子計算機処理等 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成するための処理、専ら文書図画の内容を記録するための処理、製版その他の専ら印刷物を制作するための処理及び専ら文書図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理を除く。

(2) 不開示情報 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年条例第1号)第7条第2項に規定する不開示情報をいう。

(3) 不開示資料等 不開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録をいう。

(適正な管理)

第3条 受託者は、本件業務に係る情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等(以下「漏えい等」という。)の防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として本件業務に係る情報の管理責任者を選任しなければならない。

3 受託者は、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、本件業務に着手する前に前3項に定める管理責任体制及び安全対策その他の安全管理措置について、委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更に経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者が協議して決定する。

6 受託者が準備する本件業務の履行に必要となる端末、ネットワーク機器等は、ソフトウェアの最新状態を維持し、コンピュータウイルス等の定期的な検査を実施しなければならない。やむを得ずこれと異なる対応を行う場合には、受託者は委託者に理由を示して事前に承諾を求めるなければならない。

7 受託者は、情報システムに関する本市の意図しない変更が生じないよう、変更前に委託者へ確認を求めるなければならない。

(従事者の監督等)

第4条 受託者は、本件業務に従事している者が、本件業務に関して知り得た不開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督、指導を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第5条 受託者は、本件業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により情報を収集しなければならない。

(禁止事項)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件業務に係る情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 本件業務を処理する目的以外での利用
(2) 複写又は複製(作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを除く)

(3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第7条 受託者は、本件業務を遂行するための不開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件業務に係る情報を第三者に取り扱わせる場合には、情報の保護に関し、特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。)との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託(以下「再々委託等」という。)を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件業務に係る情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者(会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。)における情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容

を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託(再委託及び再々委託等(以下「再委託等」と総称する。)を含む。)については、委託者が別に定める事項をあらかじめ委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第3条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。(不開示資料等の返還等)

第8条 受託者は、本件業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した不開示資料等を、業務の遂行上使用しないこととなつたとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理(以下「返還等」という。)するものとする。ただし、委託者がこれと異なる指示をした場合にはこの限りではない。

2 前項の場合において、当該不開示資料等の消去又はその他の方法による処理を実施する場合は、復元困難な消去、焼却、シュレッダー等による裁断等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならぬ。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に不開示資料等の返還等をしないときは、委託者は、受託者に代わって当該不開示資料等を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第9条 委託者は、情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により、過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第10条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者が本件業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第11条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第12条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償を請求することができる。

(1) 本件業務を遂行するために受託者が取り扱う不開示情報をについて、受託者の責に帰すべき理由による漏えい等があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、本件業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の不開示情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、不開示情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

3 委託者は、受託者が検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第13条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由に起因する権利侵害となる場合は、この限りではない。

(最近改正：令和7年7月1日)